

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表  
(別冊)

令和元年

奈良市議会 12月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年人事院勧告（令和元年8月7日）</li> <li>・特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市議会の議員及び特別職の期末手当の支給割合を改定する。（第1条から第10条までによる改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例</li> <li>(2) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例</li> <li>(3) 教育長の給与に関する条例</li> <li>(4) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例</li> <li>(5) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例</li> </ul>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員の給与改定に準じて、本市の議会の議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合の改定を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和2年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

## 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

## 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

## 奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

## 教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第5条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

## 教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第6条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>



## 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第7条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

## 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第8条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

## 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第9条関係)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

## 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第10条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年人事院勧告（令和元年 8 月 7 日）</li> <li>・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 給料表の改定（第 1 条及び第 3 条による改正）</p> <p>（1）一般職の職員の初任給を引き上げるとともに、その他の職員についても、給料の引上げを行う。</p> <p>（2）特定任期付職員について、一般職の職員に準じた引上げを行う。</p> <p>2. 勤勉手当の改定（第 1 条及び第 2 条による改正）</p> <p>一般職の職員の勤勉手当の支給割合を改定する。</p> <p>3. 期末手当の改定（第 3 条及び第 4 条による改正）</p> <p>特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家公務員の給与改定に準じて、特定任期付職員を含む本市の一般職の職員の給与の改定を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和 2 年 4 月 1 日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行												改正案											
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>												<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>											
給料表												給料表											
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額											給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円												
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700		
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600		
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700		
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800		
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900		
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200		
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700		
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100		

現行												改正案											
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500	
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300	
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100	
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000	
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700	
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100	
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400	
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500	
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800	
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800	
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700	
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600	
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100			
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600			
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100			
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200			
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300			
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500			
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700			
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700		29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700			

現行											改正案										
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600		30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400		32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200		33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100		34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800		35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300		36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000		37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600		38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400		39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000		40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500		41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600			
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000			
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300			
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600			
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000				
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400				
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100				
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600				
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000				
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400				



現行										改正案																	
再任 用職 員以 外の 職員	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800							52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800					
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200							53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200					
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600							54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600					
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000							55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000					
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300							56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300					
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600							57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600					
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000							58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000					
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300							59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300					
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600							60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600					
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900							61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900					
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100								62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100						
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400								63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400						
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700								64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700						
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000								65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000						
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300								66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300							
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600								67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600							
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900								68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900							
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100								69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100							
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400								70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400							
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700								71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700							
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000								72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000							

現行										改正案											
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600								94		294,900	342,600							

現行										改正案													
		95		295,200	343,100								95		295,200	343,100							
		96		295,600	343,500								96		295,600	343,500							
		97		295,800	343,700								97		295,800	343,700							
		98		296,100	344,100								98		296,100	344,100							
		99		296,500	344,500								99		296,500	344,500							
		100		296,900	344,800								100		296,900	344,800							
		101		297,100	345,100								101		297,100	345,100							
		102		297,400	345,500								102		297,400	345,500							
		103		297,800	345,900								103		297,800	345,900							
		104		298,100	346,300								104		298,100	346,300							
		105		298,300	346,800								105		298,300	346,800							
		106		298,600	347,200								106		298,600	347,200							
		107		299,000	347,600								107		299,000	347,600							
		108		299,300	348,000								108		299,300	348,000							
		109		299,500	348,500								109		299,500	348,500							
		110		299,900	348,900								110		299,900	348,900							
		111		300,300	349,200								111		300,300	349,200							
		112		300,600	349,500								112		300,600	349,500							
		113		300,800	350,000								113		300,800	350,000							
		114		301,000									114		301,000								
		115		301,300									115		301,300								
		116		301,700									116		301,700								



## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
<p style="text-align: center;">（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の130」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	<p style="text-align: center;">（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>	号給	給料月額	1	円 375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000
号給	給料月額																												
1	円 374,000																												
2	422,000																												
3	472,000																												
4	533,000																												
5	608,000																												
6	710,000																												
号給	給料月額																												
1	円 375,000																												
2	422,000																												
3	472,000																												
4	533,000																												
5	608,000																												
6	710,000																												

## 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</p>